

三公委生企発第13号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第41条第1項の規定に基づき、下記のとおり風俗営業第1号営業（社交飲食店）の行政処分について聴聞を行うので、法第41条第2項の規定により公示する。

令和8年6月11日

三重県公安委員会

記

1 事案番号

法第41条第2項に基づく聴聞第1号

2 聴聞の期日

令和8年6月23日（火） 午前10時00分

3 聴聞の場所

三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部 1階 意見聴取室